

国立市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

令和8(2026)年5月

国立市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

はじめに

行動計画改定の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)の改定を受け、令和 6(2024)年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び令和 7(2025)年 5 月に都行動計画が改定された。これを踏まえ、市においても、平成 27(2015)年 4 月に策定した国立市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)の改定を行うものである。

行動計画改定の目的

特措法をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な体制の構築を目指すものである。

第 1 部 対策の基本的考え方

対象とする感染症

新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)

新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)

- 新型インフルエンザ
(感染症法第6条第7項第1号)
- 再興新型インフルエンザ
(感染症法第6条第7項第2号)
- 新型コロナウイルス感染症
(感染症法第6条第7項第3号)
- 再興新型コロナウイルス感染症
(感染症法第6条第7項第4号)

指定感染症

(既に知られている疾病であって、当該疾病のまん延により生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。感染症法第6条第8項。特措法第14条の報告に係るものに限る。)

新感染症

(既に知られている疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。感染症法第6条第9項。全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。特措法第2条第1号)

※ ■ 部分は、本行動計画で、新たに対象となった感染症

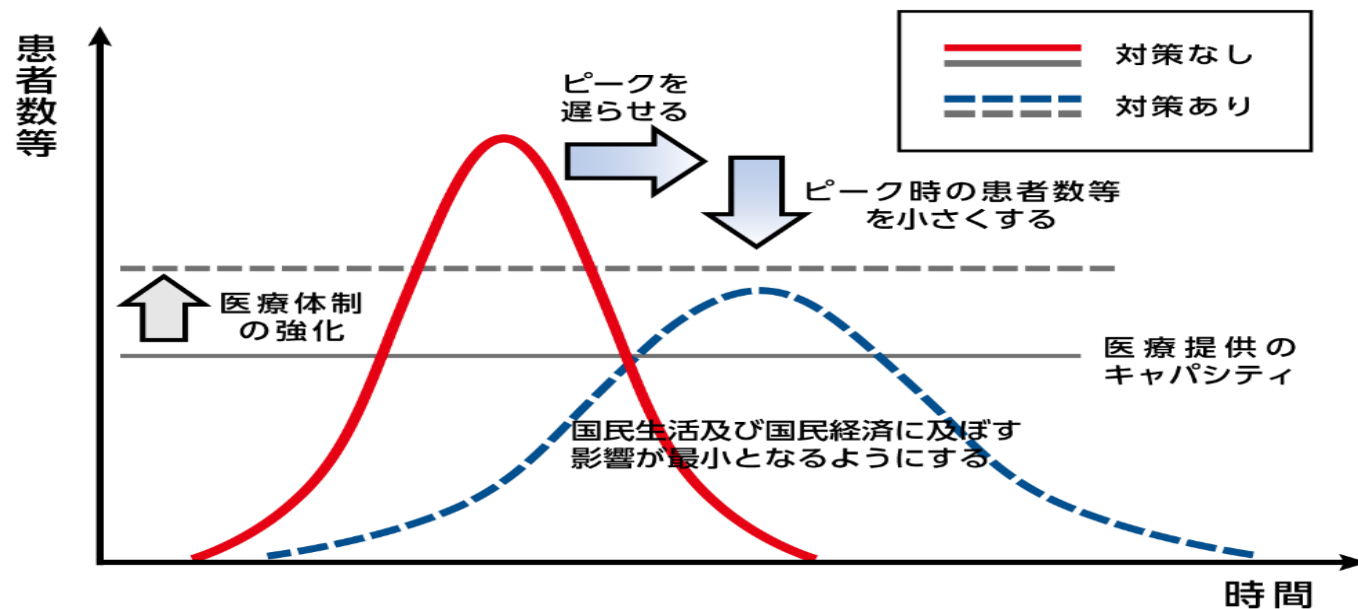
対策の目的

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、都が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画の作成や実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

発生段階の考え方

改定前

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、6区分とする。

未発生期
(発生前の状態)

海外発生期
(海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)

国内発生早期
(国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態)

都内発生早期
(都内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)

都内感染期
(都内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態)

小康期
(患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態)



改定後

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)とに大きく分けている。

準備期
(発生前の段階)

初動期
(国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)

対応期
(封じ込めを念頭に対応する時期)
(病原体の性状等に応じて対応する時期)
(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期)
(特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

対策項目

改定前

行動計画の主な対策項目は、以下の6項目とする。
発生段階ごとに個別の対策の考え方・取組を定める。

情報提供・共有

市民相談

感染拡大防止

医療

市民生活及び市民経済の安定の確保



改定後

行動計画の主な対策項目は、以下の7項目とする。
対策項目ごとに準備期・初動期・対応期の考え方・取組を定める。

実施体制

情報提供・共有、リスクコミュニケーション

まん延防止

ワクチン

保 健

物 資

市民生活及び市民経済の安定の確保

第2部 各対策項目の考え方及び取組

対策項目/発生段階	準備期	初動期	対応期
国・都の取組	■政府行動計画の見直し ■実践的な訓練の実施 ■国等体制整備・強化	■発生情報の探知 ■発生公表 ■政府・都対策本部の設置 ■基本的対処方針の作成・実行	■サーベランスの実施方法の判断 ■ワクチン、治療薬の開発・承認 ■政府・都対策本部の廃止
① 実施体制	○行動計画の作成・見直し ○実践的な訓練の実施 ○体制整備・強化	○対策本部準備・設置 ○対策の実施に必要な予算の確保 ○職員の派遣・応援の要請等	○対策本部の廃止
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○発生前における市民等への情報提供・共有 ○偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発 ○コールセンター等設置の準備	○迅速かつ一体的な情報提供・共有 ○偏見・差別等、偽・誤情報への対応 ○コールセンター等設置	
③ まん延防止	○発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	○まん延対策の実施	○時期に応じたまん延防止対策の実施
④ ワクチン	○接種体制の構築 ○予防接種やワクチンへの理解を深める情報提供・共有	○接種体制の準備 ○医療従事者の確保	○予防接種の実施 ○接種体制の拡充 ○予防接種の実施に係る情報提供
⑤ 保健	○感染症情報を提供・共有するための体制の構築	○住民への感染症情報の提供・共有	○都が実施する健康観察への協力 ○自宅療養等への生活支援
⑥ 物資	○感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況等の確認		○備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	○支援の実施に係る仕組みの整備、支援等の準備 ○事業継続に向けた準備の周知 ○火葬能力等の把握、火葬体制の整備	○事業継続に向けた準備等の勧奨 ○遺体の火葬・安置の運用準備	○市民生活の安定の確保を対象とした対応 ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

市対策本部等の概要

